

65歳以上の
高齢者の方へ

高齢者補聴器購入費助成事業

佐川町では、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援するため、令和6年6月より補聴器本体の購入費用の一部を助成します。

助成対象者（以下の①～⑤をいずれも満たす方）

- ①町内に住所を有し、申請時に65歳以上である高齢者
- ②町税等の滞納がない方
- ③身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない方
- ④両耳聴力が40 dB以上70 dB未満の中等度難聴であって、聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師(県知事指定)からの証明がある方（ただし、両耳聴力が40 dB未満であっても医師が補聴器の使用の必要性を認めた場合も対象）
- ⑤過去に本事業の助成を受けていない方

助成内容

補聴器の購入費用の助成(上限3万円)

※補聴器本体の購入が対象（一人一回で一台分のみ）です。

※助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

助成方法

助成方法は、補聴器購入者に助成金を振り込む方法と補聴器購入費用から助成金額を差し引いた残金を補聴器販売事業者に支払う受領委任払があります。

※受領委任払を希望される場合は、提出書類や手続きが変わります。

申請の流れ

裏面をご覧ください。

ご注意

請求書が助成金の交付決定を受けた日の属する年度末日までに提出されない場合、助成を受けることができません。

問合せ先：佐川町健康福祉課介護保険係 0889-22-7709

申請の流れ

①申請書の入手

「佐川町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)を健康福祉課窓口で入手、または佐川町ホームページよりダウンロードしてください。

受領委任払を希望する場合は「受領委任払に係る委任状及び同意書」(以下「委任状及び同意書」という。)も健康福祉課窓口で入手、または佐川町ホームページよりダウンロードしてください。



②耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参して耳鼻咽喉科を受診し、申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。

※診察料、証明料は自己負担となります。



③申請書等と補聴器の見積書を健康福祉課へ提出

補聴器販売事業者に「補聴器本体の購入費用がわかる見積書」を作成してもらい、申請書と見積書を健康福祉課に提出してください。

受領委任払の場合、補聴器販売事業者から同意署名をもらった委任状及び同意書もあわせて提出してください。



④健康福祉課で審査後、助成金の交付の可否を通知

申請書を受理・審査後、助成金交付の可否を申請者に通知します。

交付決定を受けた場合は、速やかに補聴器を購入してください。



⑤補聴器を購入後、請求書等を健康福祉課へ提出

補聴器を購入後、以下の書類を健康福祉課へ提出してください。

提出書類

- ・佐川町高齢者補聴器購入費助成金請求書
- ・補聴器本体の購入費用額が分かる領収書の原本
- ・受領委任払は、補聴器本体の購入費用額の自己負担額が分かる領収書の原本

※領収書の宛名は申請者氏名であること。



⑥申請者本人もしくは補聴器販売業者の指定口座に助成金を振込